

学校法人藤田学園役員の報酬等に関する規程

施行 平成22年4月1日

改正 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人藤田学園寄附行為第47条に基づき理事、監事及び評議員の報酬及び費用（以下、報酬等という）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(理事及び監事の報酬)

第2条 理事及び監事（以下、役員という）に対し、役員報酬として、歴月により別表に定める役員報酬月額表に基づいた金額を支給する。

2. 職員の身分を有しない理事に対し、特別な業務を委任するときは、月額30万円を上限として理事長の決定する額を前項の役員報酬月額表に基づいた金額に加算することができる。

3. 前各項に定める役員報酬は、就任日を含む月から退任又は解任の日を含む月までを支給期間とし、毎月日割計算によらず月額により支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの役職毎の在任期間に応じて日割計算により支給する。

(1) 月の途中で理事長、専務理事又は常務理事の選任が行われる等、役員の役職に異動が生じたとき

(2) 報酬に改定が生じたとき

4. 監事が学園の要請を受けて、理事会又は評議員会への出席以外の業務（以下、その他の業務という）のために学園に出勤するときは、日当として1万円を支給する。

5. 役員報酬には「学校法人藤田学園給与規程」に基づくものを含まない。

(評議員の報酬)

第3条 職員の身分を有しない評議員が評議員会に出席した場合は、1回当たり1万円（源泉徴収分を除く）を支給する。

(費用)

第4条 愛知県外から職員の身分を有しない理事及び監事が理事会、評議員会への出席又はその他の業務のために来園した場合は、当該理事及び監事に対し、別表に定める旅費を支給する。

2. 前項の規定は、「理事及び監事」を「評議員」に、「理事会、評議員会への出席又はその他の業務」を「評議員会への出席」に読み替えて、評議員に準用する。

3. 前各項に定める役員及び評議員以外の役員及び評議員の理事会又は評議員会に出席するため来園する際の旅費は支給しない。

4. 学園は理事及び監事に対し、必要と認める範囲で旅費実費相当の乗車券又はタクシーチケットを交付することができる。

5. 理事、監事及び評議員がその職務を行うために必要な旅費以外の費用については、学園の規程等に基づき、その費用の支弁を受けることができる。

(役員退職慰労金)

第5条 理事又は監事が退任した場合（解任した場合を除く）は、その在任期間中の功労に報いるために、役員退職慰労金を支給する。

2. 役員退職慰労金には「学校法人藤田学園退職金規程」に基づくものを含まない。

(役員退職慰労金の算出)

第6条 前条の役員退職慰労金の支給額は、役員の役職に応じて、別表に定める役員退職慰労金表の算定基礎額に、在任期間1ヵ月当たりの係数と在任期間の月数を乗じた金額とする。ただし、理事としての在任期間中に役員の役職に異動がある場合は、役職別に同様に算出した金額を積算して求めるものとする。

2. 在任期間のうち、1ヵ月に満たない期間がある場合は、1ヵ月に切り上げる。なお、理事としての在任期間中に役員の役職に異動があった月は、上位の役職の在任期間として取扱うものとする。

3. 算出した役員退職慰労金の額に、100円未満の端数がある場合は、100円に切り上げる。

(理事特別功労金の加算)

第7条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、前条の役員退職慰労金に理事特別功労金を加算して支給することができる。

(1) 在任期間が15年以上であるとき

(2) 在任期間中特にその功労が顕著であったと認められるとき

(役員の報酬、役員退職慰労金等の支給)

第8条 この規程の第2条第1項及び第2項に定める役員報酬は、当月（前月21日から当月20日まで）分を毎月28日に支給するものとし、支給日が休日金融機関の休日を含むに当たるときは、その前日（前日が休日の場合は前々日）を支給日とする。

2. この規程の第5条に定める役員退職慰労金及び第7条に定める理事特別功労金は、原則として退職した日の1ヵ月後に支給する。ただし、本人に支給できない場合は、1ヵ月を経過した日以降、役員退職慰労金及び理事特別功労金を支払うべき者を特定した日の属する月の末日とする。

3. この規程に定める第2条の役員の報酬、第5条の役員退職慰労金及び前条の理事特別功労金の支給に際して、必要に応じて次の各号に掲げる税金その他を控除する。

(1) 所得税（源泉徴収税）

(2) 市民税・県民税（特別徴収税）

(3) 私立学校振興・共済事業団共済掛金

(4) 雇用保険料

4. この規程に定める第2条の役員の報酬、第5条の役員退職慰労金及び前条の理事特別功労金の支給については、原則として本人の指定する金融機関の本人名義の口座払いとする。ただし、本人の死亡により退任した後に支給する場合は、その遺族に対して支給するものとし、当該遺族の範囲及び順位等については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を適用する。

(解任又は懲戒解雇)

第9条 役員身分について解任もしくは職員身分について懲戒解雇された又は解任もしくは懲戒解雇に相当する事由の認められる役員に対しては、原則として役員退職慰労金を支給しない。ただし、情状により一部を支給する場合がある。

(役員退職慰労金及び理事特別功労金の支払留保)

第10条 第8条第2項にかかわらず、学園は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由の止みたる時まで役員退職慰労金及び理事特別功労金の支給を留保することができる。

- (1) 解任事由又は懲戒解雇事由の有無を調査しているとき
- (2) 学園に対し返還すべき財物を返還していないとき
- (3) 学園に対し弁済すべき債務を弁済していないとき
- (4) 就業規則をはじめ諸規程に定める義務を履行していないとき

(役員退職慰労金及び理事特別功労金の返還)

第11条 役員退職慰労金及び理事特別功労金を支払った後に、役員退職慰労金及び理事特別功労金を減額又は不支給とするに相当する事由が判明したときは、支払った役員退職慰労金及び理事特別功労金のうち、本来減額又は不支給とすべき金額を返還させることができる。

(公表)

第12条 この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、法人本部人事部が行う。

(改正)

第14条 この規程の改正は、評議員会の意見を聴いた上で理事会の決議による。

附則

1. 学校法人藤田学園役員手当規程（昭和55年12月1日施行）は、これを廃止する。
2. 学校法人藤田学園役員規程（平成5年2月22日施行）は、これを廃止する。
3. この規程は、平成8年4月1日から施行する。
4. 平成16年10月22日一部改正
5. 学校法人藤田学園理事等の報酬等に関する規程（平成8年4月1日施行）は、平成22年3月31日を以ってこれを廃止する。ただし、平成22年1月乃至3月分の役員報酬

については、第2条の定めにかかわらず、平成22年3月26日にそれぞれの年額の4分の1額を支払うこととする。

6. この規程は、平成22年4月1日から施行する。なお、平成22年3月31日以前の理事長及び常務理事の給与で、施行日以降に支払われるものについては、それを役員報酬として取り扱うものとする。

7. 平成30年10月1日一部改正

ただし、改正時点に在職する理事長、専務理事及び常務理事の役員退職慰労金は、改正後の算定基礎額及び係数により遡って算定して支給するものとする。

8. 令和2年4月1日一部改正

別表

役員報酬月額表

役職	報酬月額（円）
理事長	300,000-
専務理事	200,000-
常務理事	130,000-
理事（常勤）	100,000-
理事（非常勤）	110,000-
監事（非常勤）	110,000-

退職慰労金表

役職	算定基礎額	係数
理事長	報酬月額の全額	6/12
専務理事	報酬月額の全額	5.5/12
常務理事	報酬月額の全額	5.3/12
理事（常勤）	報酬月額の全額	5/12
理事（非常勤）	報酬月額の全額	2.5/12
理事（第2条第2項）	報酬月額の1/5	2.5/12
監事（非常勤）	報酬月額の全額	2.5/12

旅費

地域	旅費（円）
愛知県内から出席	支給しない。
愛知県外から出席	鉄道賃※（旅客運賃、グリーン料金、特別急行料金）又は航空賃の実費（ただし、下2桁の端数は、切上げる） ※在来線の鉄道賃、バスの車賃は支給しない。

以上